中央新幹線日吉トンネル(武並工区)ほか新設工事 における環境保全について (藤川高架橋)

令和4年11月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

			頁
第1章	本書	・の概要	1-1
第2章	工事	の概要	2-1
2-1	工事	:の概要	2-1
2-2	工事	位置	2-2
2-3	施工	手順	2-5
2-	3-1	工事施工ヤード造成の施工手順	2-5
2-	3-2	橋りょう・高架橋工の施工手順	2-7
2-4	工事	工程	2-11
2-5	工事	用車両の運行	2-12
2-	5-1	工事用車両の運行台数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-12
2-	5-2	発生土運搬及び資機材運搬に係る工事用車両の運行ルート …	2-14
第3章	環境	保全措置の計画	3-1
3-1		保全措置の検討方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1
3-2	環境	保全措置を検討した事業計画地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2
3-3	重要	な種等の生息・生育地の回避検討	3-3
3-4	工事	による影響を低減させるための環境保全措置	3-10
3-	4-1	大気環境(大気質、騒音、振動)	3-10
3-	4-2	水環境(水質)	3-13
3-	4-3	土壌環境・その他	
		(重要な地形及び地質、土壌汚染、日照阻害)	3-16
3-	4-4	動物・植物・生態系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-18
3-	4-5	人と自然との触れ合い	
		(景観、人と自然との触れ合いの活動の場)	3-20
3-	4-6	環境への負荷(廃棄物等、温室効果ガス)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-21
3-5		及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を	
		させるための環境保全措置	3-23
3-6		家等の技術的助言	3-25
3-7		:保全措置の実施にあたっての対応方針 ···················	3-25
第4章		調査及びモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1
4-1		調査及びモニタリングの実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1
	1-1	事後調査	4-1
		モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-2
4-2		調査及びモニタリングの結果の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-5
		環境対策工の配置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参-1
(参考		国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	- 1	こよる大気質、騒音、振動について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参-2

第1章 本書の概要

中央新幹線日吉トンネル(武並工区)ほか新設工事の実施にあたり、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】平成26年8月」(以下、「評価書」という。)に基づいて実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングなどの環境保全に係る具体的な計画について取りまとめたものである。なお、希少種の保護の観点から動植物の位置等に関する情報については、非公開としている。

本書は、中央新幹線日吉トンネル(武並工区)ほか新設工事のうち、藤川高架橋施工に係る 内容(以下、「本工事」とする。)のみを対象としている。その他、日吉トンネル(武並工 区)の工事施工ヤード造成及び本線トンネル掘削等に係る内容については、計画が具体化した 後に、別途、環境保全の計画を取りまとめる。

なお、隣接する工区である、中央新幹線長島トンネル新設工事における名古屋方坑口付近の工事施工ヤード造成及び名古屋方坑口からの本線トンネル掘削(以下、「長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等」という。)に係る内容等については「中央新幹線長島トンネル新設工事における環境保全について(名古屋方)令和3年4月」(以下、「長島トンネル(名古屋方)の環境保全計画書」という。)にて取りまとめ、公表している。本工事では長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等の一部を共用する部分があるため、長島トンネル(名古屋方)の環境保全計画書「第3章 環境保全措置の計画」「第4章 事後調査及びモニタリング」と一部共通する部分がある。

第2章 工事の概要

2-1 工事の概要

工事名称 : 中央新幹線日吉トンネル (武並工区) ほか新設

工事場所 : 岐阜県恵那市武並町から瑞浪市大湫町の間

※本工事は岐阜県恵那市武並町で実施する。

工事契約期間 : 令和3年4月28日~令和8年6月30日

工事概要:本線トンネル約3.7km、橋りょう・高架橋工事約0.15km、明かり路盤

約0.4km

※本工事では、橋りょう・高架橋工事及び橋りょう・高架橋工事に伴

う工事施工ヤード造成を実施する。

※明かり路盤とは、藤川高架橋名古屋方橋台と日吉トンネル品川方坑

口の間の土工区間のことをいう。

工事時間(本工事):工事施工ヤード造成 8時00分~18時00分

橋りょう・高架橋工

下部工 8 時 00 分~18 時 00 分

上部工 8 時 00 分~18 時 00 分

(国道 418 号上橋桁架設時: 21 時 00 分~翌 5 時 00 分)

資機材運搬 7時30分~18時00分

発生土運搬 8 時 00 分~17 時 00 分

※上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間とする。

休工日 : 日曜日、お盆、年末年始、ゴールデンウィーク

※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、上

記以外の時間や休工日に作業や運搬を行うことがあるが、予め関係

者と調整する。

※地域のイベント等が開催される場合は、工事の施工時間等について

予め関係者と調整する。

2-2 工事位置

今回の工事位置は図 2-2-1~図 2-2-2 に示すとおりである。本工事における工事施工ヤード 計画地は、隣接する工区である長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等計画地と一部 重複する。また、本工事の構造一般図を図 2-2-3 に示す。

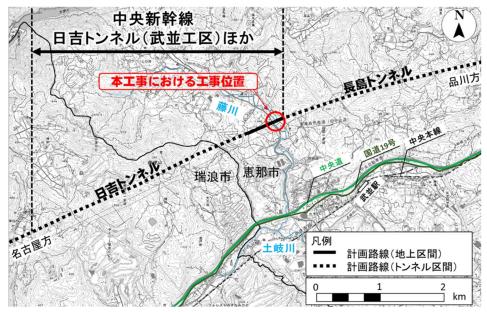


図 2-2-1 工事位置

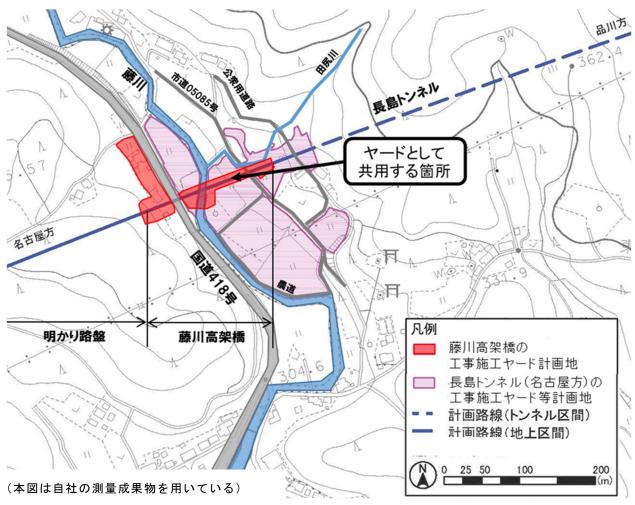
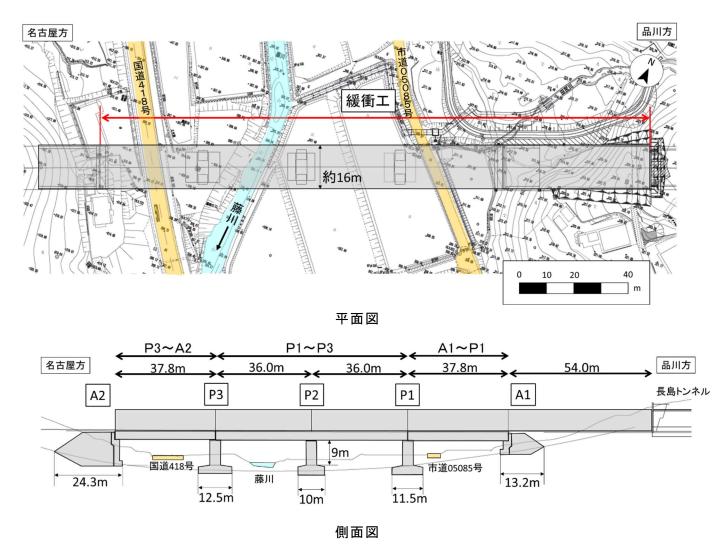


図 2-2-2 工事位置(拡大図)



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※長島トンネル坑口から A1 橋台までの間の緩衝工には開口を設けない。

図 2-2-3 本工事の構造一般図

2-3 施工手順

工事施工ヤード造成、橋りょう・高架橋工の施工において使用する主な建設機械を表 2-3-1 に示す。また、工事施工ヤード造成、橋りょう・高架橋工の施工手順を以下に示す。

種類	規格
バックホウ	$0.1 \sim 0.8 \text{ m}^3$
クローラークレーン	70 t
ラフテレーンクレーン	25~70 t
コンクリートポンプ車	90~110m³/h

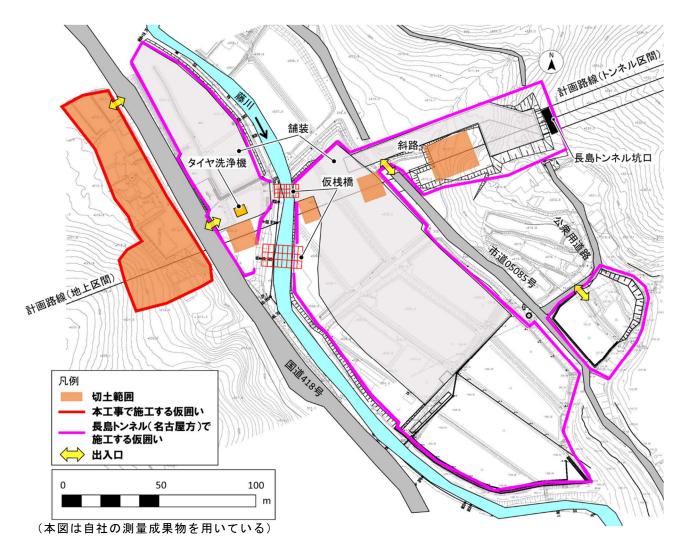
表 2-3-1 主な建設機械

2-3-1 工事施工ヤード造成の施工手順

工事施工ヤード造成は、図 2-3-1-1 および図 2-3-1-2 に示すとおり、はじめに仮囲い・出入口整備を行う。その後、樹木の伐採や、バックホウ等を使用して造成・工事施工ヤード整備を行う。また、長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等計画地内については、長島トンネルにて整備済みのヤード・設備を使用する。



図 2-3-1-1 工事施エヤード造成の施工手順



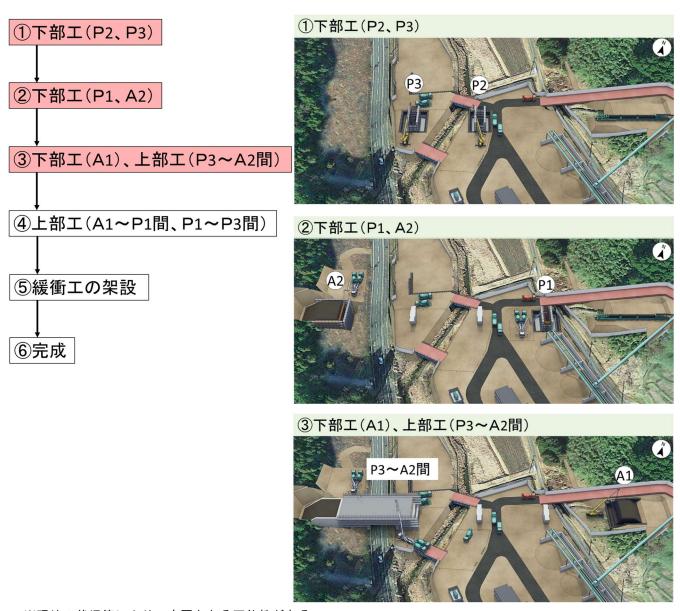
- ※長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等の施工手順については長島トンネル(名古屋方)の環境保全計画書にて取りまとめ、公表している。
- ※長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤードはアスファルト等により舗装をする。タイヤ洗浄機については長島トンネルと共用する。国道西側は舗装せず、タイヤ洗浄機(日吉トンネルと共用)を設置もしくは人力にて 高圧洗浄機を用いた洗浄を実施する。
- ※工事の状況等により変更する場合がある。

図 2-3-1-2 工事施工ヤード造成平面図

2-3-2 橋りょう・高架橋工の施工手順

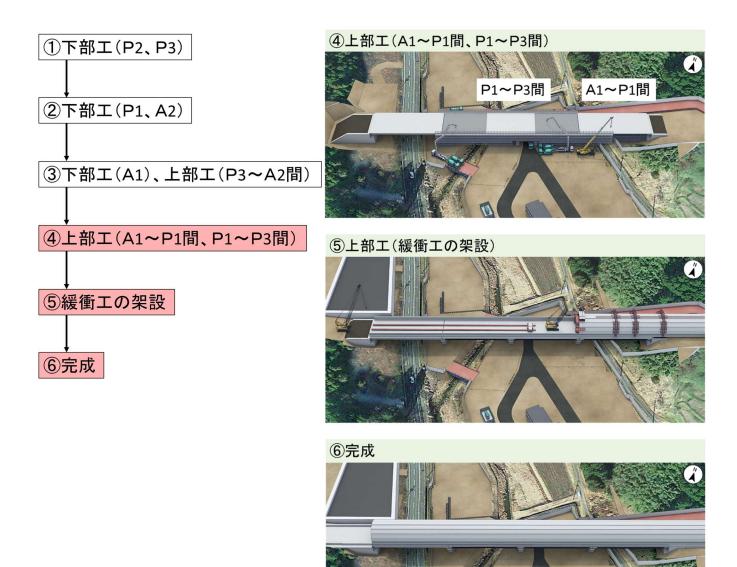
橋りょう・高架橋工の施工手順を図 2-3-2-1 に示す。また、下部工、上部工の施工手順について、図 2-3-2-2〜図 2-3-2-3 に示す。

はじめに、P2及びP3の下部工を施工する。次にP1及びA2の下部工を施工する。次にA1の下部工及びP3~A2間の上部工を施工する。次にA1~P1間及びP1~P3間の上部工を施工する。最後に、緩衝工の架設を実施する。



※現地の状況等により、変更となる可能性がある。

図 2-3-2-1(1) 橋りょう・高架橋工の施工手順



- ※現地の状況等により、変更となる可能性がある。
- ※⑤⑥のA2の北側にある構造物は、本工事には含まない。今後、日吉トンネル(武並工区)の工事施工ヤード 造成及び本線トンネル掘削等に係る環境保全の計画にて取りまとめ、公表する。

図 2-3-2-1(2) 橋りょう・高架橋工の施工手順

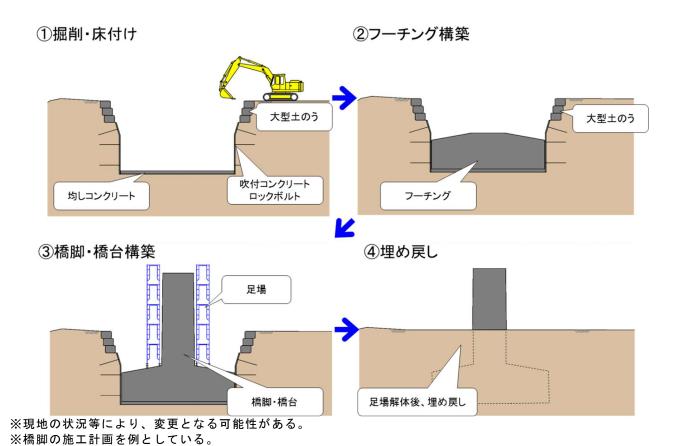


図 2-3-2-2 下部工の施工手順

①足場支保工組立



③足場支保工解体



※類似事例の施工写真を例としている。

②橋桁施工 (型枠・鉄筋・PC組立、コンクリート打設、PC緊張)



④橋桁ジャッキダウン (国道418号上でのみ実施)



図 2-3-2-3 上部工の施工手順

2-4 工事工程

工事工程を表 2-4-1 に示す。

年度 項目	R4	R5	R6	R7	R8
藤川高架橋		本書に	おける工事	範囲	
工事施工ヤード造成	I				
橋りょう・高架橋工					
下部工(P2、P3)					
下部工(P1、A2)	ı				
下部工(A1) 上部工(P3~A2間)					
上部工 (A1~P1間, P1~P3間)					
上部工 (フード構造物(緩衝工)の架設)					
日吉トンネル(武並工区)					
準備工事 (工事施エヤード造成含む)					
トンネル工事等					

表 2-4-1 工事工程表

[※]工程については、工事の状況等により変更する場合がある。

[※]下部工(P1、P2、P3及びA1)は先行して工事が行われている長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等を活用した計画としている。

2-5 工事用車両の運行

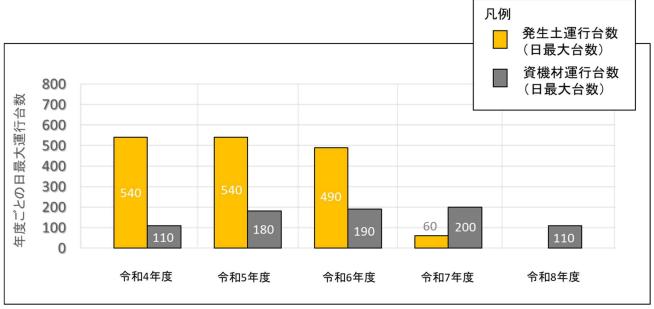
2-5-1 工事用車両の運行台数

一般道を運行する主な工事用車両は、表 2-5-1-1 に示すとおりである。また、想定される 工事用車両の運行台数の推移(年度ごとの日最大運行台数(往復))を図 2-5-1-1 に示す。 本工事で使用する一般道は、長島トンネル(名古屋方)の工事用車両も運行するため、長島 トンネル(名古屋方)における運行台数も合わせて図 2-5-1-1 に示す。

なお、日吉トンネル(武並工区)の工事施工ヤード造成および本線トンネル掘削において も、本工事で使用する一般道を運行することを考えている。詳細な内容については計画が具 体化した後に、別途、環境保全の計画を取りまとめる。

表 2-5-1-1 主な工事用車両

建設機械	規格
トラック	10t 積
ダンプトラック	10t 積
トラックミキサー車	$4 \mathrm{m}^3$
コンクリートポンプ車	$90 \sim 110 \text{m}^3/\text{h}$
ラフテレーンクレーン	25~70 t
トレーラー	15~25t 積



- ・上記のほか、本工事におけるコンクリート打設のためのトラックミキサー車が、下部工及び上部工施工時に最大約240台/日(往復)が運行する。なお、下部工施工時のトラックミキサー車の最大台数が運行する時期は令和4年度及び令和5年度のそれぞれある月に1日程度を予定している。上部工施工時のトラックミキサー車の最大台数が運行する時期は令和6年度のある月に2日程度を予定している。
- ・トラックミキサー車が運行する日は、長島トンネル(名古屋方)と調整し、発生土や資機材に係る 工事用車両の運行合計台数を720台/日(往復)以内に抑える。
- ※運行台数は、両方向の合計交通量を示している。
- ※上記台数は最大台数を示しており、上記台数が常時運行するものではない。
- ※本工事及び長島トンネル(名古屋方)の運行台数を含んでいる。
- ※日吉トンネル(武並工区)の工事施工ヤード造成及び本線トンネル掘削の運行台数は含んでいない。
- ※運行計画については、工事の状況等により変更する場合がある。

図 2-5-1-1 想定工事用車両の台数推移(往復)

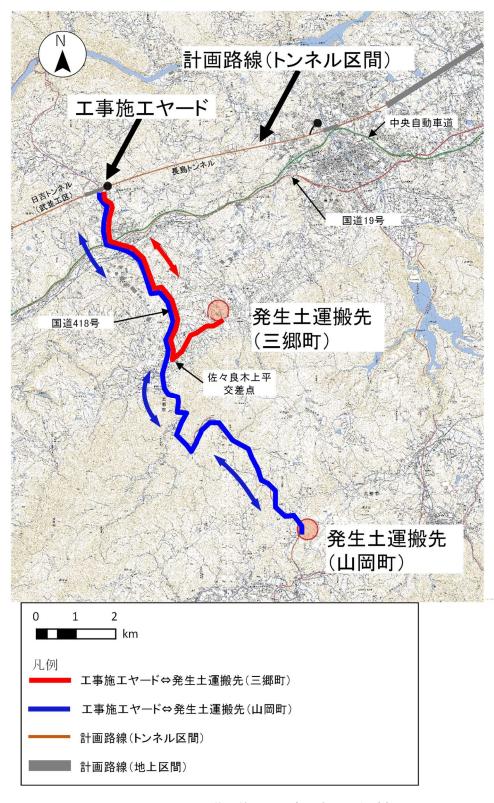
2-5-2 発生土運搬及び資機材運搬に係る工事用車両の運行ルート

発生土運搬先の位置と発生土運搬に係る工事用車両の主な運行ルートを図 2-5-2-1、発生土 運搬における標識を用いた工事用車両の明示状況を図 2-5-2-2 に示す。

発生土は図 2-5-2-1 に示すように、恵那市内の民間事業(土地改良事業)造成地 2 箇所に運搬し活用される。

なお、これ以外に発生土置き場が必要となる場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後、関係する自治体も含め地元の皆様にお知らせし、工事を進めていく。

また、本工事の資機材運搬に係る工事用車両の主な運行ルートを図 2-5-2-3、長島トンネル (名古屋方)の資機材運搬に係る工事用車両の主な運行ルートを図 2-5-2-4 に示す。



※運行ルートについては、現地の状況等により変更する場合がある。

図 2-5-2-1 発生土運搬先の位置と発生土運搬に係る工事用車両の主な運行ルート

明示イメージ



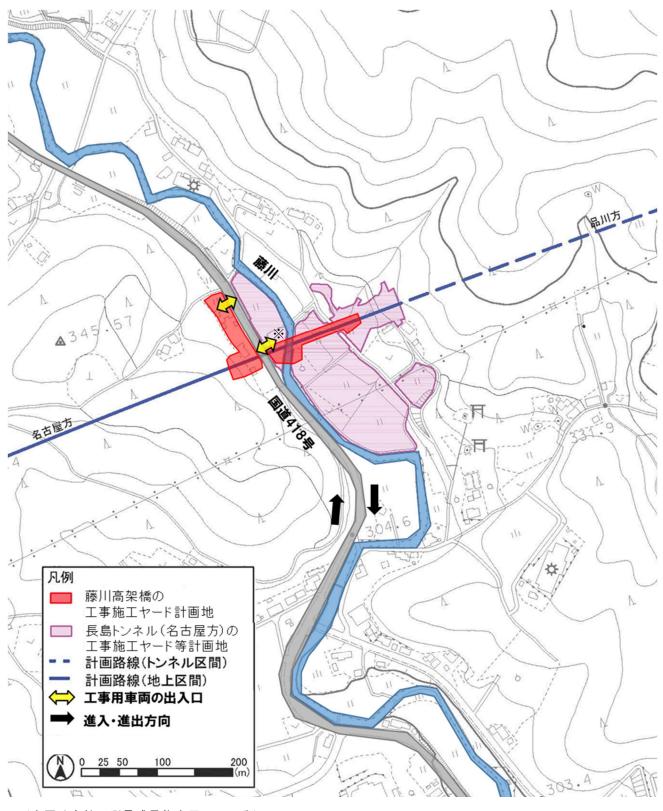






標識による工事用車両明示状況イメージ

図 2-5-2-2 工事用車両 (発生土運搬車両)の明示



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※長島トンネル(名古屋方)の工事施エヤード等の出入口と兼用する

図 2-5-2-3 本工事の資機材運搬に係る工事用車両の主な運行ルート

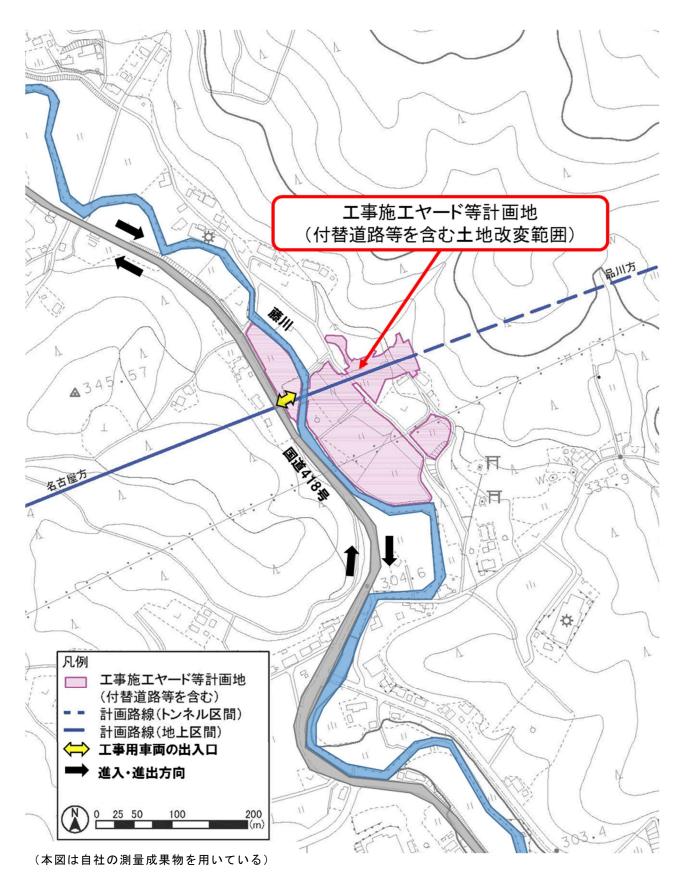
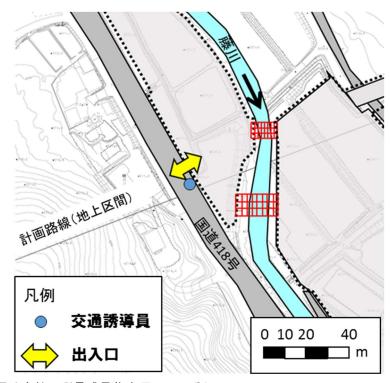


図 2-5-2-4 長島トンネル (名古屋方) の資機材運搬に係る工事用車両の主な運行ルート

また、工事用車両の国道 418 号の東側の工事施工ヤードの出入口については、図 2-5-2-3 の通り長島トンネル (名古屋方)の工事施工ヤード等と兼用するが、交通誘導員に関しても 当該工事の者が兼任して工事用車両の誘導を行い、地元車両及び歩行者等への安全対策を施す (図 2-5-2-5)。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-5-2-5 交通誘導員の配置

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて以下に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、専門性の高い環境保全措置については、専門家等の助言を受けて検討を行った。

(具体的検討手順)

施設や工事施工ヤードの詳細な計画にあたり、動植物の重要な種等が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要素への影響も 考慮し、地形の改変範囲をできる限り小さくするように計画



そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を、現場の状況に即し、

- ・建設機械、仮設設備等のハード面
- ・係員配置、講習・指導、設備のメンテナンス等のソフト面から検討



必要な場合には、環境を代償するための措置について検討

3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した計画地は、中央新幹線日吉トンネル(武並工区)ほか新設工事のうち、藤川高架橋の工事施工ヤードである。環境保全措置を検討した事業計画地の位置を、図 3-2-1 に示す。

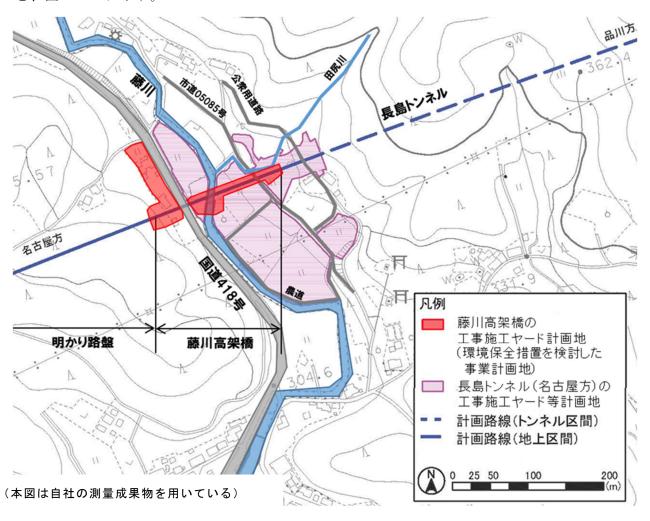


図 3-2-1 環境保全措置を検討した事業計画地

3-3 重要な種等の生息・生育地の回避検討

藤川高架橋の工事施工ヤードの検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮したほか、重要な種等の生息・生育地が存在することから、図 3-3-1(1)~(4)及び表 3-3-1(1)~(2)に示すとおり、動植物の重要な種等の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について、回避又は低減を図った。なお、希少種保護の観点から位置等の情報については非公開にしている。

また、隣接する長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等計画地は、長島トンネル(名古屋方)の環境保全計画書にて回避検討済みであり、長島トンネル(名古屋方)の環境保全計画書にて事後調査対象としたハチクマ(武並ペア)及びオオタカ(武並ペア)については、本工事においても回避検討を行い、本工事の施工内容を踏まえ環境保全措置の検討を行った。

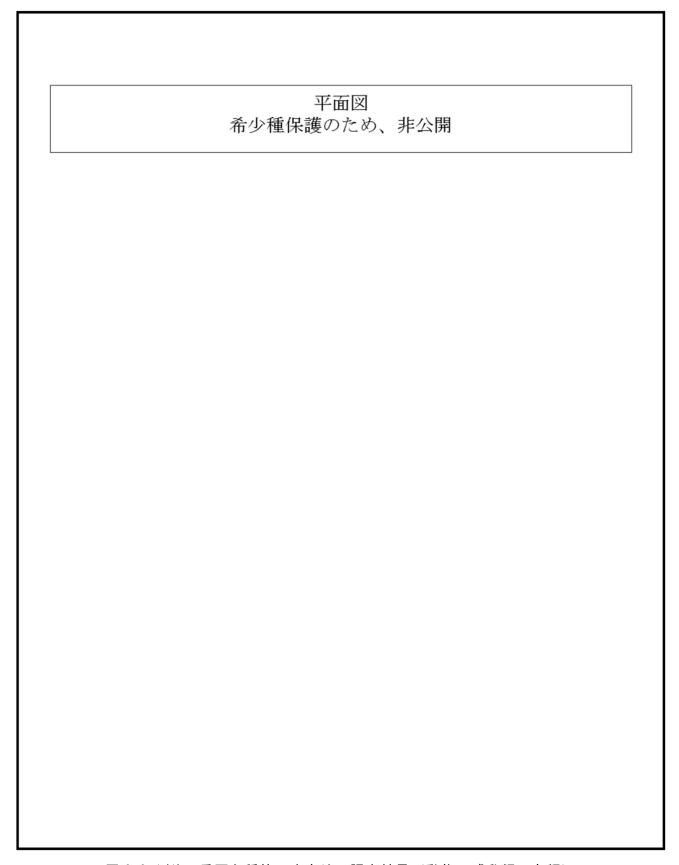


図 3-3-1(1) 重要な種等の生息地の調査結果(動物:哺乳類、鳥類)



図3-3-1(2) 重要な種等の生息地の調査結果(動物:爬虫類、両生類、昆虫類)

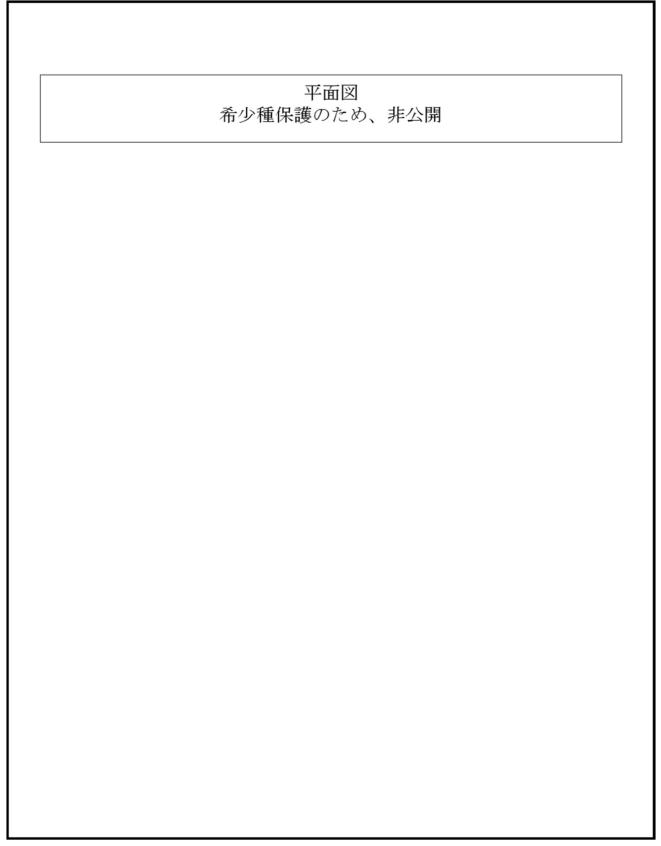


図 3-3-1(3) 重要な種等の生息地の調査結果(動物:魚類・底生動物・陸産貝類)



図 3-3-1(4) 重要な種等の生育地の調査結果(植物)

表 3-3-1(1) 改変区域周辺に生息・生育する重要な種等の回避検討結果

	回避検討	結果		
希少種保護のため、非公開				

表 3-3-1(2) 改変区域周辺に生息・生育する重要な種等の回避検討結果

	回避検討	結果		
希少種保護のため、非公開				

3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置

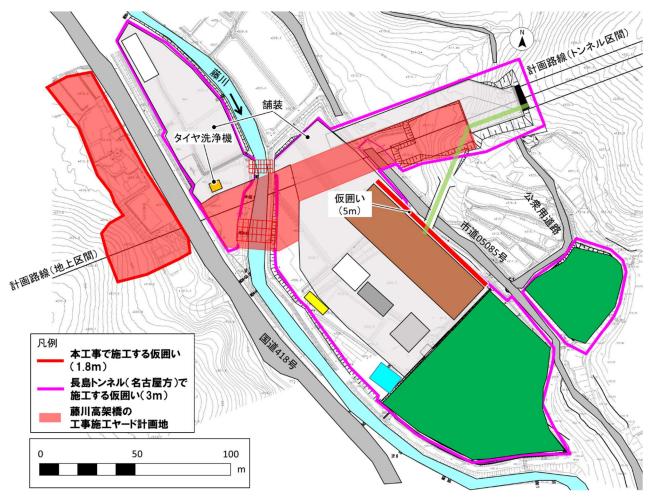
工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の 内容や周辺の状況を考慮し、以下のとおり計画した。なお、本頁以降記載の環境保全措置の効 果は、主に評価書からの表現を引用しているものである。また、図に添付されている写真は、 類似工事の一例である。

3-4-1 大気環境 (大気質、騒音、振動)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-4-1-1 及び図 3-4-1-1 に示す。

表 3-4-1-1 大気環境に関する計画面の環境保全措置

ス・・・・						
環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等			
大気質 (二酸化窒素及 び浮遊粒子状物 質)	排出ガス対策 型建設機械の 稼働	排出ガス対策型建設機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械は、排出ガス対策 型を使用する計画とした (図3-4-1-1)。			
大気質 (二酸化窒素及 び浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合 わせた建設機 械の設定	工事規模に合わせて必要以上 の建設機械の規格、配置及び 稼働とならないように計画す ることで、二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質、粉じん等、騒 音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械は、工事規模を想 定して必要以上の規格、配 置・稼働とならない計画と した。			
大気質 (二酸化窒素及 び浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った 施工を避けることで、二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質、粉 じん等、騒音、振動の局地的 な発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械が、片寄った配置・ 稼働とならない計画とし た。			
大気質 (粉じん等)	仮囲いの設置	住居等周辺環境を考慮した仮 囲いの高さの検討を行ったう えで仮囲いを設置すること で、粉じん等の拡散を低減で きる。	工事施工ヤードにおいては、高さ1.8m以上の仮囲いを設置する。長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤードの仮囲いは3m以上の仮囲いを設置する(図3-4-1-1)。			
騒音・振動	低騒音・低振 動型建設機械 の採用	低騒音・低振動型建設機械の 採用により、工事に伴う騒音・ 振動の発生を低減することが できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械は、低騒音型建設 機械を使用する計画とした (図 3-4-1-1)。			
騒音	仮囲い・防音 シート等の設 置による遮音 対策	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。なお、防音シートの遮音性能は、透過損失10dBとされている(ASJCN-Model 2007)。	工事施工ヤードにおいては、高さ 1.8m以上の仮囲いを設置する。長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤードの仮囲いは 3m以上の仮囲いを設置する(図 3-4-1-1)。			



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※工事の進捗に伴い、配置・形状等が変更になる場合がある。



図3-4-1-1 工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置

工事中は、表3-4-1-2及び図3-4-1-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-1-2 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の使 用時における 配慮	工事の実施にあたって、高負荷 運転の防止、アイドリングスト ップの推進等により、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、騒音、 振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで建設 機械の稼働に従事する 者に対して、高負荷運 転の防止及びアイドリ ングストップの講習・ 指導を実施する。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の点 検・整備によ る性能維持	法令上の定めによる定期的な点 検や日々の点検・整備により、建 設機械の性能を維持すること で、二酸化窒素及び浮遊粒子状 物質、騒音、振動の発生を低減で きる。	工事施工ヤードで使用 する建設機械は、法令 上の定めによる定期点 検や日々の点検及び整 備を行い、性能を維持 する。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事従事者への講習・指導	建設機械の適正な稼働、建設機械の騒音発生の抑制、建設機械の振動発生の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで建設 機械の稼働に従事する 者に対して、建設機械 の高負荷運転の抑制、 建設機械の点検及び整 備による性能維持について、講習・指導を実施 する。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清 掃及び散水	工事現場の清掃や散水を行うこ とで、粉じん等の発生を低減で きる。	工事施工ヤードでは、 清掃及び散水を行う (図 3-4-1-2)。

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。



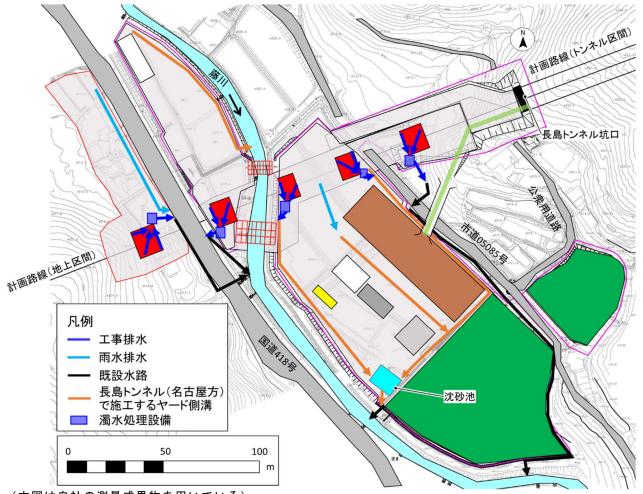
図3-4-1-2 工事施工ヤードにおける大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

3-4-2 水環境(水質)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-2-1及び図3-4-2-1~図3-4-2-2に示す。

表3-4-2-1 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁 り、水の汚 れ)	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水、アルカリ排水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減、pH値の改善を図るための処理をした上で排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤードから発生する工事排水を処理するため、工事施工ヤードには、発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、必要に応じて中和処理等を実施し、排水基準を満たしていることを確認したうえで、既設水路を介し藤川へ放流する計画とした(図3-4-2-1~図3-4-2-2)。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※工事の進捗に伴い、配置・形状等が変更になる場合がある。

図3-4-2-1 工事施エヤードにおける水環境に関する計画面の環境保全措置

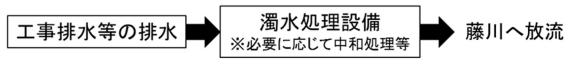


図3-4-2-2 排水処理のフロー図

工事中は、表3-4-2-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図ると ともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-2-2 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、汚れを監視し、処理状況を定期的に確認 することで、水質管理を徹底す ることができる。	工事施工ヤードからの工事排水については、浮遊物質量(SS)、水素イオン濃度(pH)の測定を、1日1回を基本に実施する。
水質 (水の濁り、 水の汚れ)	処理設備の点 検・整備による 性能維持	処理設備を設置する場合は、点 検・整備を確実に行い、性能を維 持することにより、工事排水の 処理を徹底することができる。	工事施工ヤードに設置する濁 水処理設備は、点検整備を実施 する。

3-4-3 土壌環境・その他 (重要な地形及び地質、土壌汚染、日照阻害)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-3-1に示す。

表3-4-3-1 土壌環境・その他に係る環境要素に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
重要な地形 及び地質	地形の改変をできる限り小さくした工事施工ヤードの計画	工事施工ヤードの設置にあたっては、地形の改変をできる限り 小さくした配置計画にすること により、重要な地形及び地質へ の影響を回避できる。	工事施工ヤードにおいて、仮設 設備の配置計画や施工計画を 踏まえた必要作業面積の検討 を行い、改変範囲をできる限り 小さくする計画とした。
土壤汚染	有害物質の有無の確認と汚染土 壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に遭遇 した場合は、有害物質の有無や 汚染状況等を確認する。土壌汚 染が明らかになった際には、関 連法令等に基づき対象物質の種 類や含有状況等に合わせた処 理、処分を行うことで、土壌汚 染を回避できる。	汚染のおそれがある土壌に遭 遇した場合は、有害物質の計 を汚染状況等を確認する計 とした。また、工事施工ヤヤト 造成に伴う発生土に含まれ、 重金属等の有無の確認は、かの 重発対策法に基づく事前 出を行った上で、必要に応じす 土壌汚染状況調査等を実施 る計画とした。
日照阻害	鉄道施設(嵩上 式、地上駅)の構 造物の形式・配 置等の工夫	鉄道施設(嵩上式、地上駅)の 構造物の形式・配置等の工夫又 は防音防災フード区間を短くす ることにより、桁高の検討、桁 下空間の確保又は構造物高さの 低減を行うことで、日照阻害の 影響を回避又は低減できる。	高架橋の設計において橋脚の 配置を工夫することで、桁高を 抑え、周辺に耕作地が存在する 区間における日照阻害の影響 を低減する計画とした。

工事中は、表3-4-3-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図る とともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-3-2 土壌環境・その他に係る環境要素に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壤汚染	工事排水の適切な処理	工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。	工事施工ヤードの工事排水を処理 するため、工事施工ヤードには、発 生水量の処理能力を備えた濁水処 理設備(図 3-4-2-1)を設置し、必 要に応じて中和処理等を実施し、排 水基準を満たしていることを確認 したうえで、既設水路を介し藤川へ 放流する。
土壤汚染	有害物質の有無の確認と汚染土 壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に遭 遇した場合は、有害物質の有無 や汚染状況等を確認する。土壌 汚染が明らかになった際には、 関連法令等に基づき対象物質 の種類や含有状況等に合わせ た処理、処分を行うことで、土 壌汚染を回避できる。	工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壌や地下水を確認する等、汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関係法令等に基づき適切に処理、処分する。
土壤汚染	発生土を有効利 用する事業者へ の情報提供	発生土の他事業における有効 活用にあたっては、当該事業者 が発生土の管理方法について 判断できるように、発生土の自 然由来重金属等の含有状況等 に係る情報提供を徹底するこ とで、二次的な土壌汚染を回避 できる。	本工事による発生土の民間事業造成地における活用にあたっては、関係法令等に基づく届出の結果や、汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合に実施する有害物質の有無や汚染状況等の確認結果等を当該事業者へ情報提供する。

3-4-4 動物・植物・生態系

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-4-1に示す。

表3-4-4-1 動物・植物・生態系に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物植物	重要な種の生息 地及び生育地の 全体又は一部を 回避	重要な種の生息地及び生育地の全 体又は一部を回避することで、影 響を回避又は低減できる。	重要な種が生息及び生育する箇所 は、可能な限り回避する計画とし た。
動物生態系	防音シート、防 音扉、低騒音・低 振動型の建設機 械の採用	防音シート、防音扉、低騒音・低 振動型の建設機械の採用により、 騒音、振動の発生が抑えられるこ とで、鳥類等の生息環境への影響 を低減できる。	工事施工ヤードで使用する建設機 械は、低騒音型建設機械を使用する 計画とした。
動物生態系	代替巣等の設置	回避、低減のための環境保全措置 を講じた上で、そこに生息する一 チクマ、サシバの生息環境のととするで が、やむを得ず消失して、消失する 場合は代償措置いて、消失する 環境の近傍に環境に代替巣を設 環境に類似した環境に類した環境に 置することができる。	保全対象としているハチクマ(武並ペア)について、専門家等の助業え、平成27年2月に代替巣を2箇所設置した。この代替巣に新たにて、平成29年、令和元年に新たにオオタカ(以下、オオタカ(武立の大力の繁殖の成功が確認された。なお、上記代替巣は工事施エヤーチンマ(武並ペア)、オオタカ(武立ペア)、オオタカ(武立ペア)、オオタカ(武立ペア)、オオタカ(武立ペア)、オオタカ(武立のア)が今後、当該代替巣で営巣した場合も、生息環境は保全されると考えられる。

・このほか、保全対象としているハチクマ(武並ペア)、オオタカ(武並ペア)について、工事施工ヤード計画地近傍において営巣が確認され、着手時期及びクレーン使用時期が営巣期となる場合には、専門家等の技術的助言を踏まえ、必要に応じて工事着手時に段階的に施工規模を大きくする等、コンディショニングを実施する計画とした。

工事中は、表3-4-4-2及び図3-4-4-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な 実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-4-2 動物・植物・生態系に係る環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 植物 生態系	工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等の制限やゴミ捨ての禁止などについて工事従事者に指導することで、人為的な攪乱、踏みつけ等による影響を低減できる。	本工事の工事従事者に対して、 工事施工ヤード外への不用意な 立ち入りやゴミ捨ての禁止等に ついて、講習・指導を実施する。
動物生態系	資材運搬等の 適正化	資材運搬車両の運行ルートは既存の 道路を活用すると共に、配車計画を運 行ルートに応じた車両の台数及び速 度、運転方法等に留意して計画するこ とにより、動物全般への影響を低減で きる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、既存の道路を活用すると共に、運行ルートに応じた車両の台数及び速度、運転方法等に留意する。
植物生態系	外来種の拡大 抑制	資材及び機械の運搬に用いる車両の タイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの 速やかな在来種による緑化等に努め る。また、作業員に対し、外来種拡大 防止対策の重要性について教育を行 うことで、外来種の拡大を抑制し、生 育環境への影響を回避又は低減でき る。	工事施工ヤードにおいて工事用 車両のタイヤ洗浄を行う計画と した(図 3-4-1-1、図 3-4-4-2)。 また、作業員に対し、外来種拡大 防止対策の重要性について教育 を実施する。



図3-4-4-2 動物・植物・生態系に係る環境に関する工事実施時の環境保全措置

3-4-5 人と自然との触れ合い(景観、人と自然との触れ合いの活動の場)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-5-1に示す。

表3-4-5-1 景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
景観	改変区域をで きる限り小さ くする	施設計画において改変区域 をできる限り小さくするこ とで、景観等への影響を回避 又は低減できる。	橋台をできる限りスリム化し、下部工 の改変面積を最小限とすることで、景 観への影響を低減する計画とした。
景観	構造物の形状の配慮	構造物の形状の配慮により、 周辺の自然、農村、景観等へ の影響を低減できる。また、 の影響を低減できる。検討会 を実施し、橋梁構造形計画 検討結果として、景観等へ 機計結果により、景観等へ 影響を低減できる。	社外の有識者による景観検討会において検討した内容を橋脚、橋側歩道の 形状及び桁構造に反映することで、景 観等への影響を低減する計画とした。
人と自然との触れ合いの活動の場		鉄道施設の形状、配置の工夫による周辺景観への調和に配慮することで、快適性への影響を低減することができる。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場である東海自然歩道「中山道宿場めぐりのみち」のコースからの景観の変化に伴う快適性への影響を考慮して、以下の通り配慮した。 社外の有識者による景観検討会において検討した内容を橋脚、橋側歩道の形状及び桁構造に反映することで、周辺景観への調和に配慮し、快適性への影響を低減する計画とした。

3-4-6 環境への負荷 (廃棄物等、温室効果ガス)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-6-1に示す。

表3-4-6-1 廃棄物等、温室効果ガスに関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等	建設発生土の再利用	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を 低減できる。	本工事による発生土は、民間事 業造成地に運搬し活用される 計画とした。
温室効果ガス	低 炭 素 型 建 設 機械の選定	低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルでは CO ₋₂ -排出量が従来型に比べ 10%低減)の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	現場状況に鑑み、低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械が採用困難な場合等は、できる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の 建設機械の規格、配置及び稼働 とならないように計画すること で、温室効果ガスの排出量を低 減できる。	工事施工ヤードで使用する建 設機械は、工事規模を想定して 必要以上の規格、配置・稼働と ならないように計画した。

工事中は、表3-4-6-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図ると ともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-6-2 廃棄物等、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別・ 再資源化	場内で細かく分別し、再資源化 に努めることで、取り扱う副産 物の量、温室効果ガスの排出量 を低減できる。	副産物は場内で細かく分別し、 再資源化に努める。
廃棄物等	発生土を有効 利用する事業 者への情報提 供	発生土の他事業における有効 活用にあたっては、当該事業者 が発生土の管理方法につい 判断できるように、発生土の自 然由来重金属等の含有状況等 に係る情報提供を徹底するこ とで、二次的な土壌汚染を回避 できる。	本工事による発生土の民間事業造成地における活用にあたっては、関係法令等に基づく届出の結果や、汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合に実施する有害物質の有無や汚染状況等の確認結果等を当該事業者へ情報提供する。
温室効果ガス	高負荷運転の 抑制	建設機械の高負荷運転を抑制 することにより、温室効果ガス の排出量を低減できる。	工事施工ヤードで建設機械の 稼働に従事する者に対し、建設 機械の高負荷運転の防止、点検 等について、講習・指導を実施 することで、高負荷運転を抑制 する。
温室効果ガス	建設機械の点 検・整備による 性能維持	法令上の定めによる定期的な 点検や日々の点検・整備により 建設機械の性能を維持するこ とで、温室効果ガスの排出量を 低減できる。	工事施工ヤードで使用する建 設機械は、法令上の定めによる 定期点検や日々の点検及び整 備を行い、性能を維持する。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検・整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	工事施工ヤードで建設機械の 稼働に従事する者に対し、建設 機械の高負荷運転の防止、点検 等について、講習・指導を実施 する。

3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-5-1(1)~(2)のとおり計画する。

表 3-5-1(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械 の運搬に用い る車両の点検・ 整備による性 能維持	法令上の定めによる定期的な 点検・整備により、資材及び 機械の運搬に用いる車両の性 能を維持することで、二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質、騒 音、振動、温室効果ガスの発 生を低減できる。	本工事の施工に係る資材 及び機械の運搬に用いる 車両は、法令上の定めによ る定期点検や日々の点検 及び整備を行い、性能を維 持する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行ルートの分散化等 を行うことにより、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、騒音、 振動の発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材 を選続の運搬に用いて、 を関係を使って、 を使って、 を使って、 を使って、 を使って、 のでで、 のでで、 でいるで、 で
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減 を意識した運 転の徹底	資材及び機械の運搬に用いる 車両の法定速度の遵守、アイ ドリングストップ及び急発進 や急加速の回避を始めとした エコドライブの徹底により、 発生する二酸化窒素及び浮遊 粒子状物質、騒音、振動を低 減できる。	資材及び機械の運搬に従事する者に対して、法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底について講習・指導を実施する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。	本工事の施工に係る機械運化の 正に係る機械運化の で大きなででででででででででででででででででででででででででででででででででで

表 3-5-1(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる 車両の適正な運行について、 工事従事者への講習・指導を 実施することにより、二酸化 窒素および浮遊粒子状物質、 粉じん等、騒音、振動、温室 効果ガスの発生を低減でき る。	資材及び機械の運搬に従事する者に対して、点検・整備、環境負荷低減を意識した運転について講習・指導を実施する計画とした。
大気質 (粉じん等)	荷台への防塵 シート敷設及 び散水	荷台に防塵シートを敷設する とともに散水することで、粉 じん等の発生を低減できる。	工事施工ヤード等からの 発生土運搬は荷台に防塵 シートを敷設するととも に、散水することで、車両 による粉じん等の発生を 低減する計画とした。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械 の運搬の出の出る りの を の の の の の の の の は の は の は の は の は の	資材及び機械の運搬に用いる 車両の出入り口や周辺道路の 清掃及び散水、タイヤの洗浄 を行うことで、粉じん等の発 生を低減できる。	工事施工ヤードにおいて、 資材及で機械の運搬に用いる事人で機械の手洗浄を 行うととり口や周辺道路で 行出及び散水を調査を で出及び散水、工事施工と とした。また、工事施工と 一ドの一部を を が とした(図3-4- 1-1、図3-5-1)。
温室効果ガス	低燃費車種の 選定、積載の効 率化、運搬計画 の合理化によ る運搬距離の 最適化	低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事の施工に係る資材 及び機械の運搬に用いる 車両において国の重量車 の燃費基準の認定を受け た車種をできる限り使用 する計画とした。



図3-5-1 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を 低減させるための環境保全措置

3-6 専門家等の技術的助言

環境保全措置の検討にあたっては、表3-6-1に示すとおり、専門家等の技術的助言を受けた。

表 3-6-1 専門家等による技術的助言の内容

項目	専門分野	所属機関の属性	主な技術的助言の内容
鳥類	猛禽類	公共団体等	 ・同地域の長島トンネル(名古屋方)の工事と合わせて、引き続き調査を実施すること。 ・オオタカ、ハチクマともに、営巣期以外の時期での着手や、工事着手後の繁殖期における継続したこと、例え近くで繁殖していたとしても工事範囲から100m程度離れていればあまり影響はないと考えられる。保全措置については、すでに同地域の長島トンネル(名古屋方)で工事を行っての投採については、すでにはないではないの長島、オオタカ、ハチクマの営巣地周辺ではないてない。よから、影響はハチクマの営巣はたであれば間として、オタカ、ハチクマの対ががよいででは、カオタカ、が多カ、ががら、影響は、ハチクを強期がずれの作業を発力、ががら、影響は、ハチクを見い、がから、影響は、カナスを見い、ながら慎重に工事を実施すること。

3-7 環境保全措置の実施にあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不 具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工 事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

第4章 事後調査及びモニタリング

4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

事後調査及びモニタリングについては、「「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】(平成26年8月)」に基づく事後調査計画書(平成26年11月)」に基づいて実施する。

また、日吉トンネル(武並工区)の工事施工ヤード造成及び本線トンネル掘削の工事内容を勘案した調 査地点・時期は計画が具体化した後に、別途取りまとめる。

4-1-1 事後調査

事後調査の実施内容は、環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して、表 4-1-1-1 のとおりとする。

なお、動物、生態系について、本工事は長島トンネル(名古屋方)の工事施工ヤード等と同じ地域であるため、事後調査対象とする猛禽類(ハチクマ、オオタカ)は長島トンネル(名古屋方)の環境保全計画書にて事後調査対象としたハチクマ(武並ペア)及びオオタカ(武並ペア)と同一とする。

表 4-1-1-1 事後調査の実施内容

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
動物	猛禽類(ハチクマ、オオ	営巣地周辺	・繁殖期(工事中及び工事完了後)
生態系	タカ)の生息状況		※工事中は、繁殖期ごとに実施する。また、
			専門家の助言を踏まえながら実施する。

※調査時期については、工事の状況等により変更する場合がある。

4-1-2 モニタリング

事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-1-2-1 についてモニタリングを 実施する。

なお、大気質、騒音、振動のモニタリングの調査時期については、本工事のほか、隣接する長島トンネル (名古屋方)の工事施工ヤード等も含めた両工事の影響を勘案し、影響が最大となる時期を検討して、調査を実施する。調査地点については、両工事に対し近接する周辺の住居は共通するため、同一地点とする。水質 (河川) についても、両工事の影響を勘案した地点において、調査を実施する。

表 4-1-2-1 モニタリングの実施内容

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
大気質	二酸化窒素、浮遊粒 子状物質、粉じん等	図 4-1-2-1	・工事最盛期に1回実施(四季調査) (工事施工ヤード周辺:令和3~4年度に実施済み) (資材及び機械の運搬に用いる主要なルート: 令和5~6年度を予定)
騒音	騒音	図 4-1-2-1	・工事最盛期に1回実施 (工事施工ヤード周辺:令和4年度に実施済み) (資材及び機械の運搬に用いる主要なルート: 令和5年度を予定)
振動	振動	図 4-1-2-1	・工事最盛期に1回実施 (工事施工ヤード周辺:令和4年度に実施済み) (資材及び機械の運搬に用いる主要なルート: 令和5年度を予定)
水質(河川)	浮遊物質量(SS)、 流量、水温、水素イオン濃度(pH) 自然由来の重金属等 (カドミウム、六価 クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ 素、ほう素)	図 4-1-2-2	・工事前に1回(平成30年1月に実施済み) ・工事中に毎年1回、低水期に実施

※モニタリングとは別に工事施工ヤードでの騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。 ※工事施工ヤード等から放流する工事排水は、浮遊物質量(SS)、水量、水温、水素イオン濃度(pH)の測定を1日1回を基本に実施 まる

※調査時期については、工事の状況等により変更する場合がある。

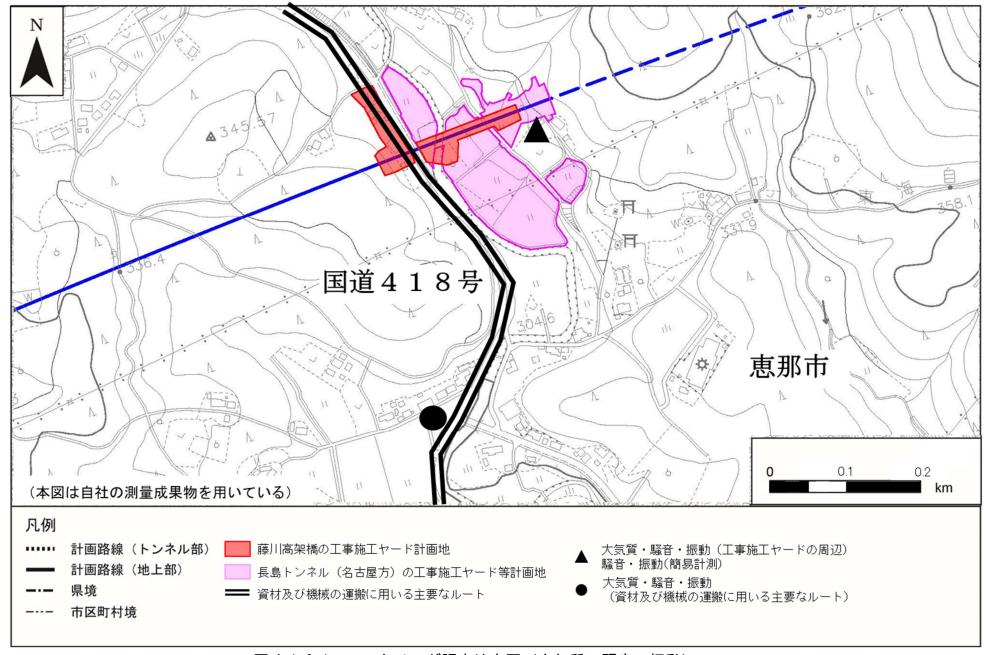


図 4-1-2-1 モニタリング調査地点図(大気質・騒音・振動)

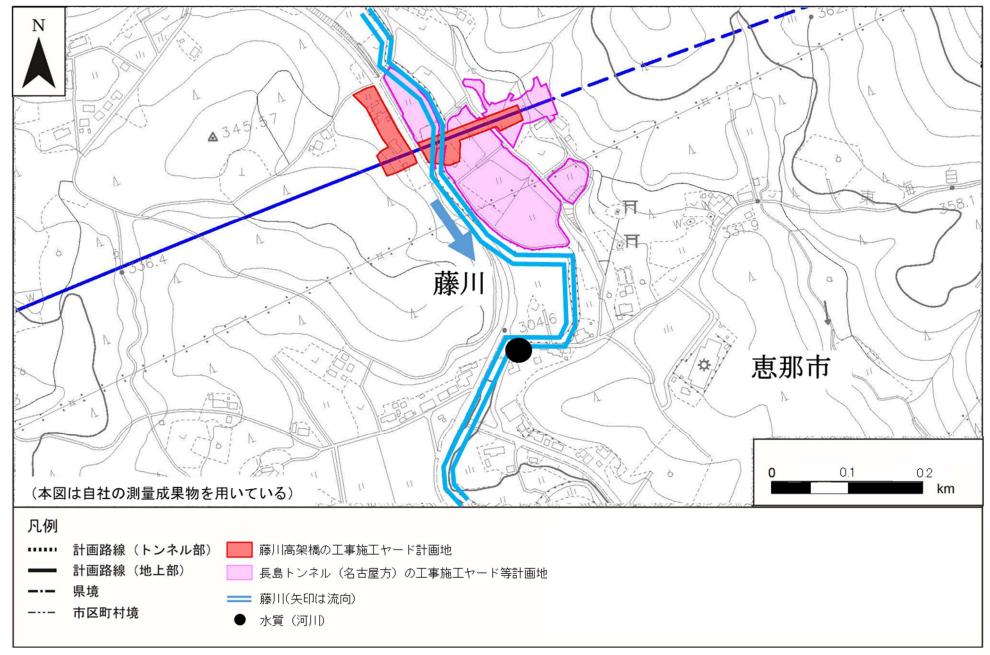


図 4-1-2-2 モニタリング調査地点図 (水質 (河川))

4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取り扱い

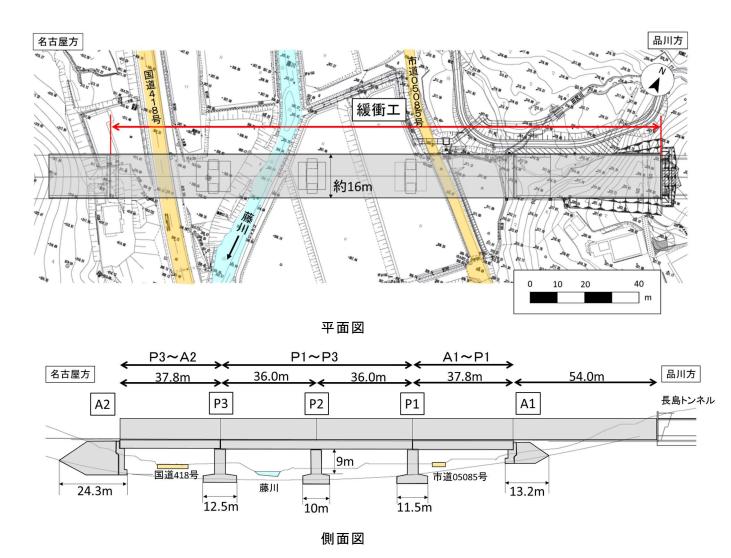
事後調査の結果については、岐阜県環境影響評価条例第38条第1項に基づき年度毎に事後調査報告書をとりまとめ、岐阜県及び関係市町に提出するとともに、当社のホームページにて掲載する。また、モニタリングの結果及び環境保全措置の実施状況についても年度毎にとりまとめ、岐阜県及び関係市町に送付するとともに当社のホームページに掲載する。

なお、必要により、環境保全措置の追加や変更を行う。

(参考1)環境対策工の配置について

微気圧波対策としての環境対策工の配置については、トンネル及び防音防災フードの出入り口に、現状の住居分布等に留意し、「トンネル坑口緩衝工の設置基準(案)」(山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成20年4月)に示された基準値との整合を図ることができる緩衝工を設置する計画とした。

藤川高架橋においては、長島トンネル坑口付近の住居等に留意し、図(参)-1に示すとおり、緩衝工を設置することとした。



※長島トンネル坑口から A1 橋台までの間の緩衝工には開口を設けない。

図(参)-1 藤川高架橋の構造一般図

国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について

令和4年2月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

		頁
第1章	本書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
第2章	予測の概要	2–1
第3章	調査及び予測の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3–1
第4章	予測の結果	4-1
4-1	予測条件の設定	4-1
4-2	予測結果	4-3
4-3	大気質の予測結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3
4-3-	1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	· 4–3
4-3-	2 降下ばいじん	· 4–3
4–4	騒音及び振動の予測結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 4–4
4–5	環境保全措置の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-5-		· 4–4
4-5-		
4-5-		
4-6	事後調査	
4–7	·····································	· 4–7
4-7-		
4-7-		
	— Pilimidhe Siz	

第1章 本書の概要

本書は、平成26年8月に公表した「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】」(以下、「評価書」という。)第8章8-1-1大気質、8-1-2騒音、8-1-3振動の章の「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」について、地点番号08国道418号の計画台数が、評価書作成時と比較してトンネルの掘削工程に変更が生じ、年間及び1日あたりの台数が増加することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質、騒音、振動に対する予測を評価書と同様の手法及び地点で行い、とりまとめたものである。

なお、評価書第7章7-1環境影響評価の項目の選定において「資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行」に関する項目では動物・生態系・温室効果ガスについて、事業者により追加した 項目として選定しているが、以下により本書の対象としない。動物・生態系については車両運 行台数増加に伴う新たな土地改変は実施しないため、対象としない。温室効果ガスについては、 評価書の予測結果と比較し、事業を通じた延べ台数は減少しており、走行距離は半分程度で予 測値未満となるため、対象としない。

第2章 予測の概要

予測にあたっては、今回、図-1 に示す施工計画が具体化している中央新幹線長島トンネル新設工事のうち、名古屋方坑口付近の工事施工ヤード造成及び名古屋方坑口からの本線トンネル掘削(以下、「長島トンネル(名古屋方)」という。)と中央新幹線日吉トンネル(武並工区)ほか新設工事のうち藤川高架橋(以下、「藤川高架橋」という。)の両工事(以下、「2工事」という。)の車両台数に関する予測を行った。

また、2工事に日吉トンネル(武並工区)の工事施工ヤード造成及び本線トンネル掘削(以下、「日吉トンネル(武並工区)」という。)を加えた工事(以下、「3工事」という。)の運行想定台数の予測も実施した。

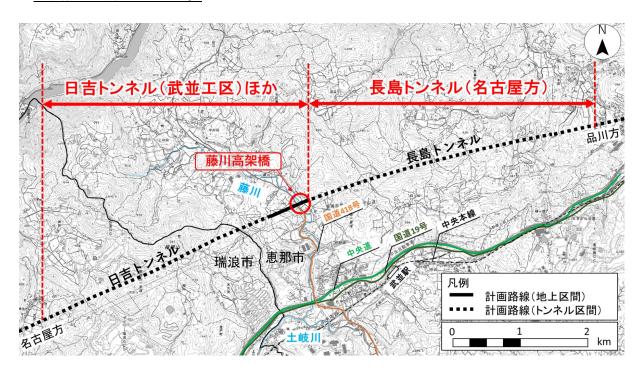
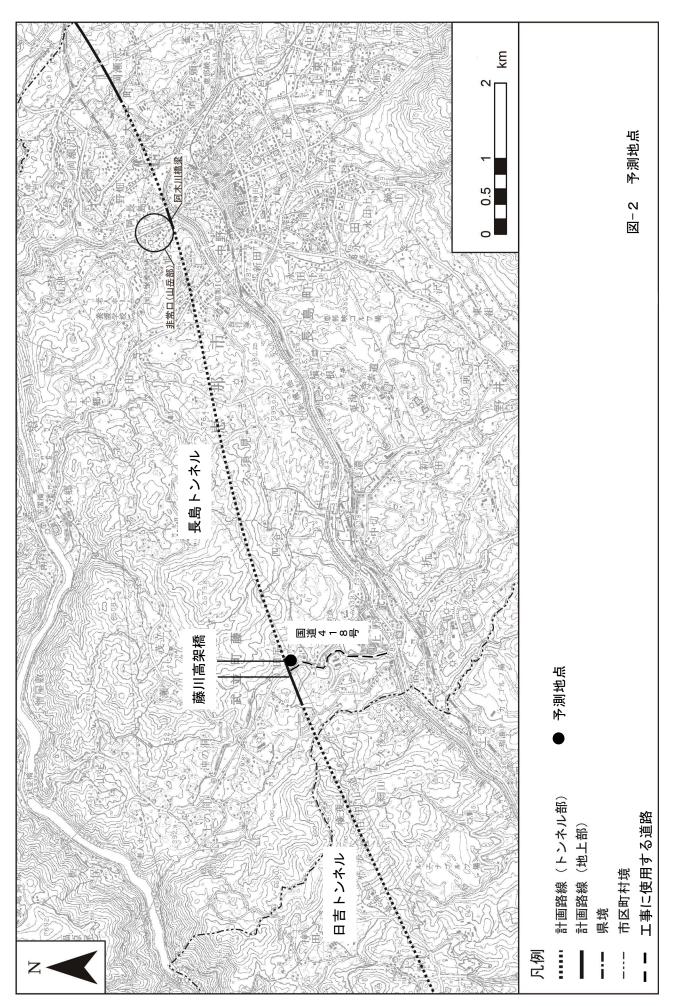


図-1 位置図

第3章 調査及び予測の手法

調査すべき項目、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等、調査結果、予測の手法については、評価書の記載内容と同様である。予測地点は、図-2に示すとおりである。



第4章 予測の結果

4-1 予測条件の設定

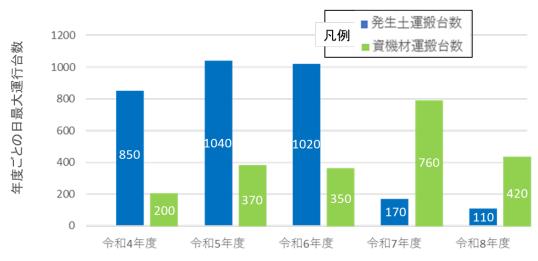
「<u>3工事」及び</u>「2工事」の車両台数(<u>令和4年11月時点</u>)について、評価書に記載の台数と合わせ表-1に示す。<u>また、想定される「3工事」の年度ごとの日最大運行台数(両方向)</u>を図-1に示す。

	<u>X</u>	「良り入り成成の足」版	10/110 0千円寸の日数	
予測	台数の諸元		車両台数	
項目	口数り拍儿	評価書	2 工事	3工事
大気質	年間発生台数 [片道]	63,732(台/年)	83,646(台/年)	156,234(台/年)
騒音、 振動	発生集中交通量 [両方向]	計 552 (台/日)	<u>計 720(台/日)</u>	計 1,410(台/日)

表-1 資材及び機械の運搬に用いる車両等の台数

2 工事:長島T名古屋方+藤川高架橋

3工事:長島T名古屋方+藤川高架橋+日吉T武並工区



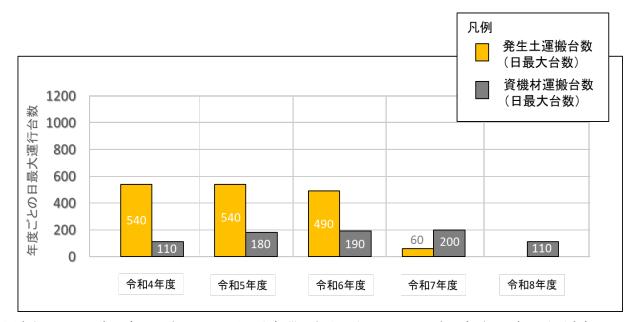
※日最大運行台数(両方向)の継続期間は令和5年度のうち2ヶ月程度と計画しているが、施工 状況により変更する場合がある。

図-1 3工事の推移(両方向)

前回(令和4年2月)報告時点から、「3工事」の日最大運行台数(両方向)を低減させた方法としては、日吉トンネル(武並工区)における工事の平準化(資機材仮置き場を確保し、発生土運搬台数が多くなることが想定される場合は事前に資機材を搬入)及び工事施工ヤードの計画変更(平場を盤上げすることにより盛土量を増やし、切土量を削減することにより発生土を低減)、各工事でのピークが重ならないよう工事の平準化を図ったことによる。また、2工事については、長島トンネル(名古屋方)においてインバート掘削を本坑掘削ピーク時期からずらして計画し、工事の平準化を図ったことによる。

2工事及び日吉トンネル(武並工区)の年度ごとの日最大運行台数(両方向)を、図-2及び図-3に示す。図-2の2工事の日最大台数と、図-3の日吉トンネル(武並工区)の日最大台数を合注:本書の下線は、前回(令和4年2月)からの更新箇所等を示す。

計すると、図-1の3工事の日最大台数よりも多くなるが、各工事でのピークが重ならないように 工事の平準化を図ることで、図-1の台数とする計画とした。



※上記のほか、本工事におけるコンクリート打設のためのトラックミキサー車が、下部工及び上部工施工時に最大約240台/日(往復)が運行する。なお、下部工施工時のトラックミキサー車の最大台数が運行する時期は令和4年度及び令和5年度のそれぞれある月に1日程度を予定している。上部工施工時のトラックミキサー車の最大台数が運行する時期は令和6年度のある月に2日程度を予定している。

※トラックミキサー車が運行する日は、藤川高架橋工事と調整し、発生土や資機材に係る工事用車両 運行合計台数を 720 台/日(往復)以内に抑える。



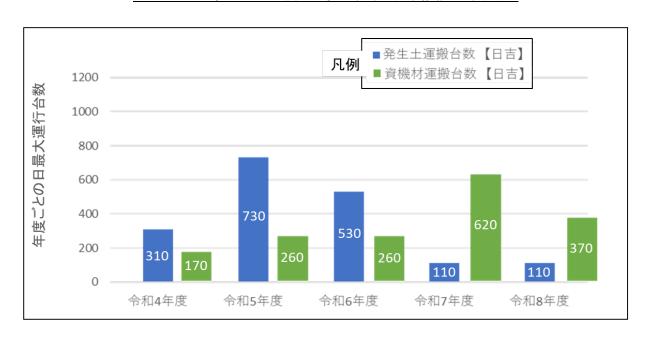


図-3 日吉トンネル(武並工区)における想定工事用車両の台数推移(両方向)

4-2 予測結果

「3工事」に基づく予測結果及び「2工事」の車両台数に基づく予測結果を、表-2~4に示す。

4-3 大気質の予測結果

4-3-1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

「3工事」に関する予測結果及び「2工事」の車両台数に関する予測結果を表-2に示す。

表-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果

(単位: ppm)

					(+ ± , ppm)
	資材及び機械の運	ハ゛ックク゛ラウント゛	環境	寄与率(%)	
【二酸化窒素】	搬に用いる車両寄	/ /// /// /// 濃度 (B)	年平均値	日平均値の年間	(A/ (A+B))
	与濃度(A)	仮及 (D)	(A+B)	98%値	×100
評価書	0.00034	0.005	0.00534	0.016	6.3%
2 工事	0.00046	0.005	0.00546	0.016	8.5%
3 工事	0.00094	0.005	0.00594	0.016	<u>15.8%</u>

(単位: mg/m³)

	資材及び機械の運	ハ゛ックク゛ラウント゛	環境	寄与率(%)	
【浮遊粒子状物質】	搬に用いる車両寄 与濃度 (A)	漁度 (B)	年平均値(A+B)	日平均値の年間 2%除外値	(A/ (A+B)) ×100
評価書	0.00004	0.015	0.01504	0.039	0.3%
2工事	0.00005	0.015	0.01505	0.039	0.3%
3工事	0.00010	<u>0.015</u>	0.01510	0.039	0.7%

4-3-2 降下ばいじん

「3工事」に関する予測結果及び「2工事」の車両台数に関する予測結果を表-3に示す。

表-3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る降下ばいじんの予測結果

【降下ばいじん】	予測値(t/km²/月)					
	春季	夏季	秋季	冬季		
評価書	0.74	0.87	0.81	0.83		
2 工事	0.97	1.14	1.06	1.09		
3 工事	1.81	2.13	1.99	2.03		

4-4 騒音及び振動の予測結果

「<u>3工事</u>」に関する予測結果及び「2工事」の車両台数に関する予測結果を表-4に示す。

表-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音及び振動の予測結果

【騒音、振動】	等価騒音レベル L _{Aeq} (dB)		振動レベル <i>L10</i> (dB)			昼夜区分	
【 脚虫 曰 、 1灰 男月 】	現況値	寄与分	予測値	現況値	寄与分	予測値	
評価書	63	2.7	66	<25 (16)	8.5	25	昼間
2工事	63	<u>3.2</u>	66	<25 (16)	<u>9.2</u>	<u>25</u>	昼間
3工事	<u>63</u>	<u>4.9</u>	<u>68</u>	<25 (16)	<u>11.7</u>	<u>28</u>	<u>昼間</u>

[※]現況値は評価書で示した現地調査結果としている。

4-5 環境保全措置の検討

4-5-1 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表-5に示す。

^{※「&}lt;25」は、振動計の定量下限値である 25dB 未満であることを示す。

[※]現況値の()内の数値は、参考値。

表-5 環境保全措置の検討の状況

対象項目	環境保全措置	実施の適否	適否の理由
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械の運 搬に用いる車両の 点検・整備による 性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や 日々の点検・整備により、資材及び機械 の運搬に用いる車両の性能を維持する ことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物 質、騒音、振動の発生を低減できるため、 環境保全措置として採用する。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械の運 搬に用いる車両の 運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物、騒音、振動の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。なお、その他地元への配慮から、時間当たりの運行台数において、朝夕の一般車両のピーク時に工事用車両の運行台数を抑制する。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減を意 識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物、騒音、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	適	各工事でのピークが重ならないよう工事の平準化を図り、資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事従事者への講 習・指導	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の適 正な運行について、工事従事者への講 習・指導を実施することにより発生する 二酸化窒素及び浮遊粒子状物、粉じん 等、騒音、振動を低減できることから、 環境保全措置として採用する。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械の運 搬に用いる車両の 出入り口や周辺道 路の清掃及び散 水、タイヤの洗浄	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。

4-5-2 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」、「工事の平準化」、「工事従事者への講習・指導」及び「資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及びタイヤの洗浄」を実施する。

環境保全措置の内容を表-6 に示す。

表-6(1) 環境保全措置の内容

実施主体		東海旅客鉄道株式会社
実施内容	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持
	位置・範囲	工事施工範囲周辺の沿道
	時期・期間	工事中
環境保全措	置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により、資材
		及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素
		及び浮遊粒子状物、騒音、振動の発生を低減できる。
効果の不確	実性	なし
他の環境へ	の影響	なし

表-6(2) 環境保全措置の内容

実施主体		東海旅客鉄道株式会社
実施内容	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮
	位置・範囲	工事施工範囲周辺の沿道
	時期・期間	工事中
環境保全措	置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うこ
		とにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物、騒音、振動の発生を低減
		できる。
		なお、その他地元への配慮から、時間当たりの運行台数において、
		朝夕の一般車両のピーク時に工事用車両の運行台数を抑制する。
効果の不確	実性	なし
他の環境へ	の影響	なし

表-6(3) 環境保全措置の内容

実施主体		東海旅客鉄道株式会社
実施内容	種類・方法	環境負荷低減を意識した運転の徹底
	位置・範囲	工事施工範囲周辺の沿道
	時期・期間	工事中
環境保全措	置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物、騒音、振動を低減できる。
効果の不確	実性	なし
他の環境へ	の影響	なし

表-6(4) 環境保全措置の内容

実施主体		東海旅客鉄道株式会社
実施内容	種類・方法	工事の平準化
	位置・範囲	工事施工範囲周辺の沿道
	時期・期間	工事中
環境保全措	置の効果	<u>各工事でのピークが重ならないよう</u> 工事の平準化 <u>を図り、</u> 資材及び
		機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊
		粒子状物、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。
効果の不確	実性	なし
他の環境へ	の影響	なし

表-6(5) 環境保全措置の内容

実施主体		東海旅客鉄道株式会社					
実施内容 種類・方法 工事従事者への講習・指導							
	位置・範囲	工事の実施箇所					
	時期・期間	工事中					
環境保全措	置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運行について、工事従事者への講習・指導を実施することにより発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物、粉じん等、騒音、振動を低減できる。					
効果の不確	実性	なし					
他の環境へ	の影響	なし					

表-6(6) 環境保全措置の内容

実施主体		東海旅客鉄道株式会社
実施内容	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及
		び散水、タイヤの洗浄
	位置・範囲	施工ヤード及びその周辺
	時期・期間	工事中
環境保全措	置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及
		び散水、タイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。
効果の不確	実性	なし
他の環境へ	の影響	なし

4-5-3 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果を表-6に示す。環境保全措置を実施することで、大気質、騒音、振動に 係る環境影響が低減される。

4-6 事後調査

予測手法はこれまでの環境影響評価において実績のある手法であり、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が把握されていると判断でき、効果の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しない。

4-7 評価

4-7-1 評価の手法

①回避又は低減に係る評価

調査・予測結果及び環境保全措置の検討を行った結果について、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。

②基準又は目標との整合の評価

表- $7\sim10$ に示す環境基準との整合が図られているか、同表に示す評価方法を用いて検討を行った。

表-7 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の基準・評価方法

(昭和48年環境庁告示第25号)

(昭和48年環大企第143号)

(昭和53年環境庁告示第38号)

(昭和53年環大企第262号)

		(中山市 00 十 秋 7 年 初 202 7 7 7
物質	環境上の条件	評価方法
物具		長期的評価
	1時間値の1日平均値が0.04ppmか	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定
二酸化窒素	ら0.06ppmまでのゾーン内又はそれ	値の低い方から98%に相当する値(年間98%値)
	以下であること	が0.06ppm以下であること
	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³	年間2%除外値が0.10mg/m3以下であること
浮遊粒子状物質	以下であり、かつ、1時間値が	ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以
	0.20mg/m³以下であること	上連続しないこと

注1. 今回は四季調査結果により評価を実施するため、浮遊粒子状物質の「ただし」以降は評価の対象としない。

表-8 整合を図るべき基準等

整合を図るべき基準等	参考値
降下ばいじんの参考となる値	10t/km²/月

注 1. 降下ばいじんの参考となる値は、工事用車両の運行により発生する降下ばいじんについて国等で整合を図るべき基準及び目標は定められていないことから、定量的な評価を行う目安として設定されたものである。スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標 20t/km²/月を、環境を保全するうえでの降下ばいじん量の目安と考え、この指標値から降下ばいじん量の比較的高い地域の値である 10t/km²/月(平成 5 年~平成 9 年の全国の一般環境大気測定局における降下ばいじん量データの上位 2%除外値)を差し引いた10t/km²/月を工事用車両の運行により発生する降下ばいじん量の参考的な値としている。

資料:「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」

(平成25年、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)

表-9 騒音に係る環境基準

(平成10年環境庁告示第64号)

改正 (平成 17 年岐阜県告示第 305 号)

	環境基準								
	地域の類型・区分	基準値(デシヘ゛ル)						
		昼間(6~22 時)	夜間(22~6時)						
	AA(療養施設等が集合して設置されている地域等特に静穏を要する地域)	50 以下	40 以下						
一般地域	A (専ら住居の用に供される地域)	55 以下	45 以下						
	B(主として住居の用に供される 地域)	55 以下	45 以下						
	C(相当数の住居とあわせて商業、 工業等に供される地域)	60 以下	50 以下	全市町村					
	A地域のうち2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	60 以下	55 以下						
道路に面す る地域	B地域のうち2車線以上の車線を 有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に 面する地域	65 以下	60 以下						
特例	幹線交通を担う道路に近接する 空間	70以下	65 以下						

- 注1.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 注 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。
 - ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15メートル
 - ・2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路:20 メートル

表-10 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(昭和51年振動規制法第3条第1項) (昭和53年岐阜県告示第154号)

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	(午前8時から午後7時まで)	(午後7時から午前8時まで)
第1種区域	$65\mathrm{dB}$	60dB
第2種区域	$70\mathrm{dB}$	$65\mathrm{dB}$

注1.区域の区分は以下のとおり。

第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されて

いるため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環

境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防

止する必要がある区域

4-7-2 評価結果

① 回避又は低減に係る評価

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果及び現況値に対する寄与率の程度は 4-3-1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の章において示すとおりである。「<u>3工事</u>」に対する二酸化窒素については寄与率 <u>15.8%</u>、「2工事」の車両台数に対する二酸化窒素については寄与率 8.5%となるものの、これらは工事中における最大の値であり、その

値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。「3 工事」に対する浮遊粒子状物質については寄与率 0.7%、「2 工事」の車両台数に対する浮遊粒子状物質については寄与率 0.3% となり、寄与はほとんどない。

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音及び振動の予測結果及び現況値に対する寄与分の程度は 4-4 騒音及び振動の予測結果の章において示すとおりである。「<u>3工事</u>」に対する騒音については寄与分 4.9dB、「2工事」の車両台数に対する騒音については寄与分 3.2dBとなるものの、これらは工事中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。「<u>3工事</u>」に対する振動については寄与分 11.7dB、「2工事」の車両台数に対する振動については寄与分 9.2dBとなるものの、これらは工事中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。これらの状況に加え、表-6に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動に係る環境影響の低減が図られているものと評価する。

②基準又は目標との整合の評価

「<u>3工事</u>」及び「2工事」の車両台数に対する予測結果について、基準又は目標との整合を以下の通り評価する。また、「<u>3工事」及び</u>「2工事」の車両台数に対する予測結果について、基準又は目標との整合の状況を表-11に示す。

二酸化窒素について、「3 工事」に対する日平均値の年間 98%値は 0.016ppm、「2 工事」の車両台数に対する日平均値の年間 98%値は 0.016ppm であり、環境基準との整合が図られていると評価する。

浮遊粒子状物質について、「<u>3 工事</u>」に対する日平均値の年間 2%除外値は 0.039mg/m³、「2 工事」の車両台数に対する日平均値の年間 2%除外値は 0.039mg/m³であり、環境基準との整合が図られていると評価する。

降下ばいじん量について、「3 工事」に対する各季節の予測値は $1.81 t/km^2/月$ から $2.13 t/km^2/$ 月、「2 工事」の車両台数に対する各季節の予測値は $0.97 t/km^2/月$ から $1.14 t/km^2/月$ であり、参考値を下回っており、基準又は目標との整合が図られていると評価する。

騒音について、「<u>3工事</u>」に対する等価騒音い、ルは 68dB、「2工事」の車両台数に対する等価騒音い、ルは 66dB であり、環境基準との整合が図られていると評価する。

振動について、「3 工事」に対する振動い、 1 1

表-11(1) 基準又は目標との整合の状況(二酸化窒素)

	地点		環境濃度	(ppm)		環境基準	
	番号	路線名	年平均値	日平均値の 年間98%値	基準	適合状況	
2工事	08	国道 418 号	0.00546	0.016	日平均値の年間98%値が 0.06ppm以下	0	
3工事	<u>08</u>	国道 418 号	0.00594	0.016	日平均値の年間98%値が 0.06ppm以下	<u>O</u>	

表-11(2) 基準又は目標との整合の状況(浮遊粒子状物質)

	地点		環境濃度	(mg/m³)		環境基準	
	番号	路線名	年平均値	日平均値の 年間2%除外値	基準	適合状況	
2工事	08	国道 418 号	0.01505	0.039	日平均値の年間2%除 外値が0.10 mg/m³以下	0	
3工事	<u>08</u>	国道 418 号	0.01510	0.039	日平均値の年間2%除 外値が0.10 mg/m³以下	<u>O</u>	

表-11(3) 基準又は目標との整合の状況(降下ばいじん量)

	地点	路線名		予測値(t	/km²/月)		参考値	参考値
	番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	春季	夏季	秋季	冬季	参与胆	適合状況
2 工事	08	国道 418 号	0.97	1.14	1.06	1.09	10t/km²/月	0
3工事	<u>08</u>	国道 418 号	1.81	2.13	1.99	2.03	10t/km²/月	<u>O</u>

表-11(4) 評価結果(騒音)

	地点	等価騒音レベル(<i>L_{Aeq}</i>) (dB) 路線名				昼夜	環境基準	
	番号	路際名	現況値	寄与分	予測値	環境基準	区分	適合状況
2工事	08	国道 418 号	63	3.2	66	70	昼間	0
3 工事	<u>08</u>	国道 418 号	<u>63</u>	<u>4.9</u>	<u>68</u>	<u>70</u>	<u>昼間</u>	<u>O</u>

表-11(5) 評価結果(振動)

	地点	路線名	振動レベル (dB)				昼夜	要請限度
	番号	10000000000000000000000000000000000000	現況値	寄与分	予測値	要請限度	区分	適合状況
2 工事	08	国道 418 号	16	9.2	<u>25</u>	65	昼間	0
3 工事	<u>08</u>	国道 418 号	<u>16</u>	<u>11.7</u>	<u>28</u>	<u>65</u>	<u>昼間</u>	<u>O</u>

注1.昼間は8時~19時とした。

本書で利用した地図は、注記があるものを除き、国土地理院発行の電子 地形図25000を加工して作成した。 本書は、再生紙を使用している。